

別表 1

長生園 短期入所生活介護 《利用料》

寝たきり等、常時介護が必要になり、在宅で介護が困難な高齢者（介護予防給付対象者を含む。）の一時的な利用に供し、生活全般の介護サービスを提供します。

併設型 利用者：看護・介護職員 = 3：1

(平成30年4月1日改正)

(1)1日当たりの利用料金（基準単価）

(単位：円)

区分	従来型個室(I)・多床室(II)	
	保険金額	利用料
要介護 1	5,840	584
要介護 2	6,520	652
要介護 3	7,220	722
要介護 4	7,900	790
要介護 5	8,560	856

(2)介護予防給付（1日当たりの利用料金）

区分	従来型個室(I)・多床室(II)	
	保険金額	利用料
要支援 1	4,370	437
要支援 2	5,430	543

(3)加算料金

区分	保険金額	利用料
緊急短期入所受入加算（1日につき） ※必要に応じ加算する（7日間を限度）	900	90
若年性認知症利用者受入加算（1日につき） ※必要に応じ算定する	1,200	120
送迎加算（片道につき）	1,840	184
長期利用者提供減算 （自費利用等を挟み実質連続30日を超える）	△ 300	△ 30
サービス提供体制強化加算(I)1（1日につき）	180	18

(4)介護職員処遇改善加算 I

介護職員処遇改善加算、加算率8.3%として、所定サービス費（利用料）に加算率を乗じた額が加算されます。

(5)滞在費（1日当たり）

光熱水費相当 840円

(6)食費（1日当たり）

食材費・調理費相当（朝食）380円、（昼食）500円、（夕食）500円

- ・利用料については、負担割合証に提示された割合による利用者負担額となります。
2割負担及び3割負担の方につきましては、保険金額に20%又は30%を乗じ算定します。（3割負担に関して、平成30年8月より運用開始予定）
- ・低所得者の方に対し、所得階層に応じて負担限度額が設けられています。
- ・利用者の要望に応じて特別のサービスを提供した場合は、利用者の同意を得て別途に徴収する場合があります。